

報道資料

発表日：令和3年1月21日
問合せ先：食と農の振興部畜産課
朝倉、須原
0742-27-7448(内線3882)

県内における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る 防疫措置の完了について

奈良県御所市において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の防疫措置が、本日、完了しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 家きん農場の概要

所在地：御所市

飼養羽数：約2,000羽（あひる）

2 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分：1月21日（木）7時46分終了

※2,000羽のうち、疑似患畜と判定された205羽（千葉県のある農場から導入した家きん）のみ殺処分

(2) 鶏糞、飼料等の処理及び鶏舎等の消毒：1月21日（木）9時23分終了

3 殺処分鶏の焼却

焼却炉（県有施設）において焼却（1月22日）

4 今後の予定

1月22日（金）～2月4日（木） 当該家きん農場の監視強化（毎日の報告徴求）

2月5日（金） 疫学関連家きんの検査（防疫措置完了から14日経過後）

※検査結果が陰性であった場合は、農林水産省と協議の上、移動制限を解除

5 報道機関へのお願い

- 1) 我が国の現状において、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。